

原議保存期間	10年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

警察庁丁運発第169号  
令和元年11月27日  
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
(参考送付先)  
警察大学校交通教養部長  
科学警察研究所交通科学部長

殿

運転免許証への旧姓記載等の運用について(通達)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号。以下「改正令」という。)が別添1のとおり本年4月17日に公布され、本年11月5日から住民票及び個人番号カードに旧姓(改正令第30条の13にいう「旧氏」を指す。以下同じ。)を記載することが可能となったこと等を踏まえ、下記のとおり、運転免許証(以下「免許証」という。)への旧姓の記載又は免許証に記載された旧姓の変更若しくは削除(以下「旧姓記載等」という。)に係る制度を、免許証の再交付要件が緩和される本年12月1日から運用することとしたので、遺憾のないようにされたい。

記

## 1 制度概要

免許を受けている者又は免許を受けようとする者の申出により、免許証への旧姓記載等を行うものとする。

## 2 旧姓記載等の方法

### (1) 旧姓の記載方法

#### ア 免許証の交付、再交付又は更新を伴う場合

免許証の交付、再交付又は更新(特例更新を含む。以下同じ。)(以下「交付等」という。)を受けようとする者が、併せて当該免許証への旧姓の記載を希望する場合には、当該者による申出を受け、別添2のとおり、免許証表面の氏名欄に旧姓を記載するとともに、裏面備考欄に「氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名〇〇公委」と記載することとする。

#### イ 免許証の交付等を伴わない場合

上記ア以外の場合については、免許証裏面の備考欄に「令和●年●月●日 旧姓を使用した氏名：東京花子〇〇公委」と記載した上で、当該記載内容を運転者管理システムにおいて記録することとする。

### (2) 旧姓の変更方法

#### ア 免許証の交付等を伴う場合

免許証の交付等を受けようとする者が、併せて免許証表面の氏名欄に記載された旧姓の記載の変更を希望する場合には、当該者による申出を受け、免許証表面の氏名欄に記載された旧姓の記載を変更するとともに、裏面備考欄に「氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名〇〇公委」と記載することとする。

## イ 免許証の交付等を伴わない場合

上記ア以外の場合については、免許証裏面の備考欄に「令和●年●月●日 変更後の旧姓を使用した氏名：東京花子〇〇公委」と追記した上で、当該記載内容を運転者管理システムにおいて記録することとする。

### (3) 旧姓の削除方法

免許証に旧姓の記載を受けた者が当該免許証から旧姓の削除を希望する場合には、免許証の更新時等にその旨を申し出ることにより、旧姓が削除された免許証の交付を受けることができることとする。

なお、免許証の更新を待たずして当該免許証から旧姓の削除を希望する者にとっては、免許証の再交付の手続により、旧姓が記載されていない免許証の再交付を受けることができることとする。

## 3 申請書

旧姓記載等の申出に当たっては、既存の申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）を適宜活用することとされたい。

## 4 旧姓確認のための提示書類

旧姓記載等（削除を除く。）を希望する者による申出があった場合、免許証の記載事項の変更の届出の手続を規定した道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第20条第2項第1号に準じる形で、申請書等の提出時に旧姓が記載された住民票の写し又は旧姓が記載された個人番号カードを提示させ、申請書等に記載された旧姓が真正なものであることを確認することとする。

なお、旧姓の削除に当たっては、旧姓が記載された住民票の写し又は旧姓が記載された個人番号カードの提示を要しない。

## 5 手数料

旧姓記載等に係る手数料については、記載事項の変更の届出と同様に取り扱うこととし、手数料の徴収を要しないこととする。

なお、手数料の徴収を要しないのは、旧姓記載等の申出に係る部分のみの取扱いであり、同時に行われる各種手続については従来通り手数料を徴収する必要がある。

## 6 運用開始日等

### (1) 運用開始日

令和元年12月1日

### (2) 経過措置

運転者管理システムの改修や予算措置の都合上、上記運用開始日に本制度の全面的な運用開始が困難である場合は、準備が整うまでの間、応急的に免許証裏面の備考欄に必要事項を記載することとする。

この場合においては、旧姓記載等の記録を別途保存するとともに、同システムの改修が完了し次第、必要事項を事後的に同システムに入力することとされたい。

なお、本経過措置は飽くまで応急的なものであることから、可及的速やかに同システムの改修を完了し、早期に本制度の運用を確立することとされたい。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

#### 政令第百五十二号

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七條第十四号及び第四十一條、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第七十二條並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二條第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第一條 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二」を「第五章」に、「第三十條の二十四」を「第三十條の十二」に、「第四章の三」を「第四章の二」を「第五章」に、「第三十條の二十五―第三十條の三十一」を「第六章 氏に変更がある外国人住民に関する特例（第三十條の十三・第三十條の十四）」に、「第五章」を「第八章」に改める。

第二十七條第一号中「この章及び第四章の三において」を削り、同條第二号中「第三十條の二十九」を「第三十條の十九」に改める。

第三十二條第一項中「第三十條の二十六第三項、第三十條の二十七第二項、第三十條の二十八、第三十條の二十九」を「第三十條の十四第二項、第三十條の十六第三項、第三十條の十七第二項、第三十條の十八、第三十條の十九」に改め、同條第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第三十條の二十六第一項の項中「第三十條の二十六第一項」を「第三十條の十四第一項及び第三十條の十六第一項」に改め、「備える市町村」を削り、同表第三十條の二十七第一項第一号の項中「第三十條の二十七第一項第一号」を「第三十條の十七第一項第一号」に改め、同表第三十條の二十七第一項第二号の項中「第三十條の二十七第一項第二号」を「第三十條の十七第一項第二号」に改める。

第三十三條中（昭和二十二年法律第二百二十四号）を削る。

第五章を第八章とする。

第三十條の十三から第三十條の二十四までを削る。

第三十條の二十五第二号中「第三十條の二十七第一項」を「第三十條の十七第一項」に改め、第四章の三中同條を第三十條の十五とする。

第三十條の二十六第一項中「記載する」を「記載をする」に、「次条において同じ」を「次条第一項において同じ」に、「次条において」を「同項において」に、「記載される」を「記載がされる」に改め、同條第二項中「記載する」を「記載をする」に、「記載しなれば」を「記載をしなければ」に改め、同條第三項中「記載しなれば」を「記載をしなければ」に改め、同項第一号中「外国人住民が」の下に「当該外国人住民の通称が記載された」を加え、「転出証明書に記載された」を「当該」に改め、同項第二号中「場合」の下に「において、法第二十四條の二第四項の規定により当該外国人住民の通称が通知されたとき」を加え、「法第二十四條の二第四項の規定により通知された」を「当該」に改め、同條第四項中「が記載されている」を「記載がされている」に改め、同條第

五項中「が記載されている」を「記載がされている」に、「記載しておく」を「記載をしておく」に改め、同条第七項中「が記載されている」を「記載がされている」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項の表法第十一号第一項の項中「第三十条の二十六第六項」を「第三十条の十六第一項」に改め、「以下」の下に「この章及び第三十条の第六項において」を加え、同表法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二号第五項の項中「第十四号」を削り、同表法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二号第三項の項中「第七号第一号」を削り、同表法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二号の四第一項の項中「第十四号に掲げる」を削り、同表法第三十条の六第一項の項を次のように改める。

法第三十条の六第 一項 から第三号まで に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号

第三十条の二十六第七項の表第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第十五条の第三項の項中「第三十条の三十一」を「第三十条の二十一」に改め、「第七号第一号」を削り、「第三十条の二十六第一項」を「第三十条の十六第一項」に、「以下この章から第四章の二まで」を「第四章及び第三十条の五第三号」に改め、同表第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第二十三号第二項及び第二十四号の三の項及び第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号の項中「第三十条の三十一」を「第三十条の二十一」に改め、「第七号第一号」を削り、同条第三十条の十六とする。

第三十条の二十七第一項中「以下この条」を「次項及び第三項」に、「記載しなければ」を「記載をしなければ」に改め、同項第一号中「を記載した」を「記載をした」に改め、同項第二号中「記載されている」を「記載がされている」に改め、同条第二項中「記載しなければ」を「記載をしなければ」に改め、同項第一号中「外国人住民が」の下に「当該外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項が記載された」を加え、「転出証明書に記載された」を「当該」に改め、同項第二号中「場合」の下に「において、法第二十四条の二第四項の規定により当該外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項が通知されたとき」を加え、「法第二十四条の二第四項の規定により通知された」を「当該」に改め、同条第三項中「が記載されている」を「記載がされている」に、「この政令」を「第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第二十三号第二項及び第二十四条の三」に、「第三十条の三十一」を「第三十条の二十一」に改め、「国籍等」を削り、「第三十条の二十七第一項」を「第三十条の十七第一項」に改め、同条第三十条の十七とし、第三十条の二十八を第三十条の十八とし、第三十条の二十九を第三十条の十九とし、第三十条の三十を第三十条の二十とする。第三十条の三十一中「に読み替えるもの」を削り、同条を第三十条の二十一とする。

第四章の三を第七章とする。

第六章の二を第五章とし、同章の次に次の一章を加える。

第六章 氏に変更があつた者に関する特例

第三十条の十三 氏に変更があつた者に係る住民票の記載事項の特例  
 項は、第六條の二に定めるもののほか、その者が次条第一項又は第三項の規定により住民票への記載を請求した一の旧氏（その者が過去に称していた氏であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。同条において同じ。）とする。

（氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載等）

第三十条の十四 氏に変更があつた者（住民票に旧氏の記載がされている者（以下この条において「旧氏記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求め旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。）その他総務省令で定める書面を添付して、その者が記

- 録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（同項及び第四項において「住所地市町村長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日以後に称していた旧氏に限り、住民票に旧氏の記載を求めることができる。
- 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、氏に変更があつた者に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める旧氏をその者に係る住民票に記載をしなければならない。
- 一 氏に変更があつた者がその者の旧氏が記載された転出証明書を添えて転入届をした場合 当該旧氏
- 二 氏に変更があつた者が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第四項の規定によりその者の旧氏が通知されたとき 当該旧氏
- 旧氏記載者は、氏に変更があつた場合には、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏を当該変更の直前に称していた旧氏に変更することを求めることができる。この場合においては、当該旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に氏に変更があつたこと及び当該旧氏を当該変更の直前に称していたことを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付して、住所地市町村長に提出しなければならない。
- 旧氏記載者は、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求める旨その他総務省令で定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。
- 法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び前二項の請求について準用する。
- 旧氏記載者に係る法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第十二条第二項第三号	氏名	事項のうち第七号第一号から第三号まで	事項のうち第七号第一号に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号
法第十二条第五項	事項	事項	事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）
法第十二条の二第二項第三号	及び	及び	又は旧氏及び名並びに
法第十二条の二第二項	事項	事項	事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）
法第十二条の三第一項	から第三号まで	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号
法第十二条の三第三項	及び	及び	又は旧氏及び名並びに
法第十二条の四第一項	事項	事項	事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

法第三十条の六第一項	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号
第十五条の第三第二項	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏(第三十条の十三に規定する旧氏をいう。第四章及び第三十条の五第三号において同じ)並びに法第七条第二号、第三号
第二十三条第二項及び第二十四条の三	から第五号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号から第五号まで
第三十条の五第三号	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号

第二條 (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正)  
 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令(平成十五年政令第四百八号)の一部を次のように改正する。  
 目次中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。  
 第三十四条を第三十五条とする。

第三十三條中「昭和四十二年政令第二百九十二号」第三十条の二十六第一項に規定する通称が「第三十条の十六第一項に規定する通称が」に、「第七条第三号、第十二条第一号」を「第七条、第十二条」に改め、「第七条第一号」を削り、「第三十条の二十六第一項に規定する通称を」を「第三十条の十六第一項に規定する通称を」に改め、「以下」の下に「この款及び第二十二条第二項において」を加え、同条を第三十四条とする。  
 第三十二条の次に次の一条を加える。  
 (旧氏記載者に関する法の規定の特例)

第三十三條 住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十四第一項に規定する旧氏記載者に係る法第三条第二項、第七条、第十二条及び第二十二条第二項の規定の適用については、法第三条第二項中「から第三号まで」とあるのは、「に掲げる事項及び旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この款及び第二十二条第二項において同じ)並びに同法第七条第二号、第三号」と、法第七条第三号、第十二条第一号及び第二十二条第二項中「から第三号まで」とあるのは、「に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号」とする。

第三條 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正)  
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。  
 第一条中「個人番号カードの有効期間が満了する日及び本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されているときは当該通称」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 個人番号カードの有効期間が満了する日
- 二 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏が記載されているときは、当該旧氏
- 三 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されているときは、当該通称

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年十一月五日から施行する。

2

(出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正)  
 出入国管理及び難民認定法施行令(平成十年政令第百七十八号)の一部を次のように改正する。  
 第八条第一項及び第二項第八号中「第三十条の三十一」を「第三十条の二十一」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
 総務大臣 石田 真敏

